イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(注)

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
ＤＬ－メチオニン	メチオニン
Ｌ－メチオニン	メチオニン
（略）	（略）

２・３　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～７　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑻　（略）

⑻　Ｌ－メチオニン

ア　製造用原体

(ｱ)　成分規格

含量　本品は、105℃で４時間乾燥した後、定量するとき、Ｌ－メチオニン（$C_5H_{11}NO_2S$）98.5％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～淡黄色の結晶又は結晶性の粉末である。

②　本品は、水にやや溶けやすく、エタノール又はエーテルにほとんど溶けない。

③　本品は、希塩酸又は１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液に溶ける。

④　本品の水溶液（１→100）のpHは、5.2～6.1である。

確認試験　ＤＬ－メチオニン製造用原体の確認試験を準用する。

純度試験

①　比旋光度　本品を105℃で４時間乾燥し、その約１ｇを0.01ｇの桁まで量り、その数値を記録し、６mol／Ｌ塩酸試液に溶かし、50mLとし、必要ならばろ過し、この溶液の旋光度を測定するとき、$[\alpha]_D^{25}$＝＋21.1～＋25.1°でなければならない。

②　溶状　ＤＬ－メチオニン製造用原体の純度試験①を準用する。

③　塩化物　ＤＬ－メチオニン製造用原体の純度試験②を準用する。

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(注)

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
ＤＬ－メチオニン	メチオニン
（新設）	（新設）
（略）	（略）

２・３　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～７　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑻　（略）

（新設）